

# 茶業試験場恒温室等改修工事

## 図面リスト

図番	図面名称	縮尺	備考
M - 00	表紙・図面リスト	—	
M - 01	特記仕様書 その1	—	
M - 02	特記仕様書 その2	—	
M - 03	全体配置図・付近見取り図	A3:1/1000	
M - 04	機械 1・2階 平面図	A3:1/200	
M - 05	(撤去・改修) 機械 2階 平面詳細図	A3:1/100	
M - 06	(撤去・改修) 機械・建築 2階 平面詳細図	A3:1/100	
M - 07	電気 1・2階 平面図	A3:1/200	
M - 08	(改修前・改修後) 電気 2階 平面詳細図	A3:1/100	

茶業試験場恒温室等改修工事		特記仕様書																																																																																																																																																																				
<p>I 工事概要</p> <p>1 工事場所 <b>雄野市</b></p> <p>2 建物概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延べ面積 (m<sup>2</sup>)</th> <th>消防法施工令別表第一</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>RC造</td> <td>2階</td> <td>689.65</td> <td>15項</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事種目及び工事科目（○印の付いたものが対象工事）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物別及び屋外 工事項目</th> <th colspan="3">工事種目</th> </tr> <tr> <th>恒温室</th> <th>機器分析室</th> <th>屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○空気調和設備</td> <td>改修一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○換気設備</td> <td>改修一式</td> <td>改修一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・排煙設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・自動制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○衛生器具設備</td> <td>改修一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○給水設備</td> <td>改修一式</td> <td>改修一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○排水設備</td> <td>改修一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○給湯設備</td> <td>改修一式</td> <td>改修一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・厨房機器設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ガス設備</td> <td></td> <td>改修一式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・浄化槽設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○撤去工事</td> <td>撤去一式</td> <td>撤去一式</td> <td>撤去一式</td> </tr> <tr> <td>○動力設備</td> <td>改修一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○内装工事</td> <td>改修一式</td> <td>改修一式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 指定区分 ○無 ・有（工期：令和 年 月 日）（一部完成）（対象部分：）</p> <p>5 設備概要 本工事における、工事項目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない○印のものが該当する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式及び種別</th> <th colspan="3">設備概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調方式</td> <td>○空気調和</td> <td>・単一ダクト方式</td> <td>・全空気方式</td> </tr> <tr> <td>主要熱源機器</td> <td colspan="3">・小型吸収冷温水機ユニット ・直だし吸収冷温水機 ○空冷ヒートポンプユニット</td> </tr> <tr> <td>自動制御方式</td> <td colspan="3">○電気式 ・電子式 ・デジタル式</td> </tr> <tr> <td>給水方式</td> <td colspan="3">○高置タンク方式 ・水道直結方式 ・ポンプ直送方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">排水方式</td> <td colspan="3">建物内の汚水と雑排水（○分流式 ・合流式（系統））</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ポンプ排水 ・有（・汚物 ・雑排水 ・湧水） ○無</td> </tr> <tr> <td colspan="3">建物外 放流先</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備の種類</td> <td colspan="3">（1）汚水 ・直放流下水管 ○浄化槽</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（2）雑排水 ・直放流下水管 ○浄化槽</td> </tr> <tr> <td>消火設備の種類</td> <td colspan="3">・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備</td> </tr> <tr> <td>ガスの種類</td> <td colspan="3">・連結給水設備 ・連結送水管設備 ・不活性ガス消火設備（・）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">動力設備</td> <td colspan="3">○都市ガス（種別 発熱量 MJ/m<sup>3</sup> 供給事業者）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">○液化石油ガス</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・空気調和 ・暖房 ・冷房</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">・換気 ・給排水 ・消火 ・排煙 ○その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>II 工事仕様</p> <p>1 共通仕様 1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（令和4年版）」（以下、「標準図」という。）による。</p> <p>2 特記仕様 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印のものを適用し特記事項のうち選択する事項は、・に○印のものを適用する</p>				建物名称	構造	階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	消防法施工令別表第一	備考	管理棟	RC造	2階	689.65	15項																										建物別及び屋外 工事項目	工事種目			恒温室	機器分析室	屋外	○空気調和設備	改修一式			○換気設備	改修一式	改修一式		・排煙設備				・自動制御設備				○衛生器具設備	改修一式			○給水設備	改修一式	改修一式		○排水設備	改修一式			○給湯設備	改修一式	改修一式		・消火設備				・厨房機器設備				○ガス設備		改修一式		・浄化槽設備				○撤去工事	撤去一式	撤去一式	撤去一式	○動力設備	改修一式			○内装工事	改修一式	改修一式		方式及び種別	設備概要			空調方式	○空気調和	・単一ダクト方式	・全空気方式	主要熱源機器	・小型吸収冷温水機ユニット ・直だし吸収冷温水機 ○空冷ヒートポンプユニット			自動制御方式	○電気式 ・電子式 ・デジタル式			給水方式	○高置タンク方式 ・水道直結方式 ・ポンプ直送方式			排水方式	建物内の汚水と雑排水（○分流式 ・合流式（系統））			ポンプ排水 ・有（・汚物 ・雑排水 ・湧水） ○無			建物外 放流先			消火設備の種類	（1）汚水 ・直放流下水管 ○浄化槽			（2）雑排水 ・直放流下水管 ○浄化槽			消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備			ガスの種類	・連結給水設備 ・連結送水管設備 ・不活性ガス消火設備（・）			動力設備	○都市ガス（種別 発熱量 MJ/m <sup>3</sup> 供給事業者）			○液化石油ガス				・空気調和 ・暖房 ・冷房				・換気 ・給排水 ・消火 ・排煙 ○その他		
建物名称	構造	階数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	消防法施工令別表第一	備考																																																																																																																																																																	
管理棟	RC造	2階	689.65	15項																																																																																																																																																																		
建物別及び屋外 工事項目	工事種目																																																																																																																																																																					
	恒温室	機器分析室	屋外																																																																																																																																																																			
○空気調和設備	改修一式																																																																																																																																																																					
○換気設備	改修一式	改修一式																																																																																																																																																																				
・排煙設備																																																																																																																																																																						
・自動制御設備																																																																																																																																																																						
○衛生器具設備	改修一式																																																																																																																																																																					
○給水設備	改修一式	改修一式																																																																																																																																																																				
○排水設備	改修一式																																																																																																																																																																					
○給湯設備	改修一式	改修一式																																																																																																																																																																				
・消火設備																																																																																																																																																																						
・厨房機器設備																																																																																																																																																																						
○ガス設備		改修一式																																																																																																																																																																				
・浄化槽設備																																																																																																																																																																						
○撤去工事	撤去一式	撤去一式	撤去一式																																																																																																																																																																			
○動力設備	改修一式																																																																																																																																																																					
○内装工事	改修一式	改修一式																																																																																																																																																																				
方式及び種別	設備概要																																																																																																																																																																					
空調方式	○空気調和	・単一ダクト方式	・全空気方式																																																																																																																																																																			
主要熱源機器	・小型吸収冷温水機ユニット ・直だし吸収冷温水機 ○空冷ヒートポンプユニット																																																																																																																																																																					
自動制御方式	○電気式 ・電子式 ・デジタル式																																																																																																																																																																					
給水方式	○高置タンク方式 ・水道直結方式 ・ポンプ直送方式																																																																																																																																																																					
排水方式	建物内の汚水と雑排水（○分流式 ・合流式（系統））																																																																																																																																																																					
	ポンプ排水 ・有（・汚物 ・雑排水 ・湧水） ○無																																																																																																																																																																					
	建物外 放流先																																																																																																																																																																					
消火設備の種類	（1）汚水 ・直放流下水管 ○浄化槽																																																																																																																																																																					
	（2）雑排水 ・直放流下水管 ○浄化槽																																																																																																																																																																					
消火設備の種類	・屋内消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・泡消火設備																																																																																																																																																																					
ガスの種類	・連結給水設備 ・連結送水管設備 ・不活性ガス消火設備（・）																																																																																																																																																																					
動力設備	○都市ガス（種別 発熱量 MJ/m <sup>3</sup> 供給事業者）																																																																																																																																																																					
	○液化石油ガス																																																																																																																																																																					
	・空気調和 ・暖房 ・冷房																																																																																																																																																																					
	・換気 ・給排水 ・消火 ・排煙 ○その他																																																																																																																																																																					

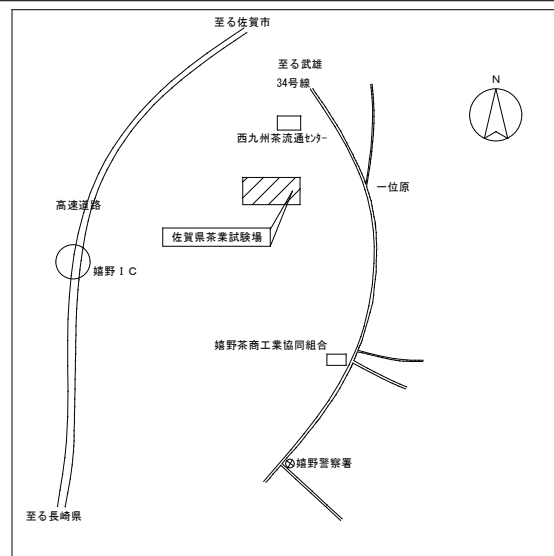
● 環境への配慮	<p>(1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝剤、断熱材、塗料、仕上剤は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジエーサーチル及びフタル酸ジエーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三种ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三种ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p>																																																	
● 電気保安技術者	<p>工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。</p> <p>・要 ○不要</p>																																																	
○ 技能士の適用	<p>・配管施工（配管工事） ・建築板金施工（ダクトの製作及び取付） ・熱絶縁施工（保温工事） ・厨房設備施工（厨房工事） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調器の据付及び整備）</p>																																																	
○ 監督職員事務所	<p>・設けない ・設ける ・既存の建物内の一部を使用する・構内に設置する（・10 ・20）㎡程度</p>																																																	
● 足場その他	<p>・別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置とする。 ・内部仮設足場等（ ・種 ・種） ・外部仮設足場等（ ・種 ・種） ・電気設備工事 ・建築工事 で設置する。</p>																																																	
● 工事前仮設備	<p>構内につくることが（○できる ・できない）</p>																																																	
● 工事前電力水その他	<p>本工事に必要な工事前電力、水、及び官公署その他への諸手続などの費用は、すべて請負業者の負担とする。</p>																																																	
○ 埋戻し土・盛土	<p>・根切り土の中の良質土（ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類</p>																																																	
○ 機材の承諾図	<p>機械設備工事機材承諾図様式集（令和4年版）によるほか、監督職員の指示による。</p>																																																	
● 総合試運転調整	<p>・本工事 ・別途調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気温度の測定 ・騒音の測定 ○飲料水の水质測定 ・雑用水の水质測定 ・室内気流及びじんあいの測定</p>																																																	
● 電動機	<p>換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく、特記のないもの電動機の保護規格は製造者規格による標準品としてよい。</p>																																																	
● 容量等の表示	<p>(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。</p>																																																	
○ 耐震措置	<p>耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）」による。 (1) 機器の据付及び取付け 設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に地域係数及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用水平震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">・特定の施設</th> <th colspan="2">・一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類（※）</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類（※）</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	耐震安全性の分類				・特定の施設		・一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0		防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類（※）	2.0	1.5	1.5	1.0		機器	1.5	1.0	1.0	0.6	中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0		水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	耐震安全性の分類																																																	
	・特定の施設		・一般の施設																																															
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																														
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																													
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																													
	水槽類（※）	2.0	1.5	1.5	1.0																																													
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																													
中間階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																													
	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6																																													

○ 地中埋設機等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>1.0</th> <th>0.6</th> <th>0.6</th> <th>0.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類（※）</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。 上層階の定義は次にによる。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階、中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。 ・給水機器 ・排水機器 ・換気機器 ・空調機器 ・熱源機器 ・防災設備 ・監視制御装置 ・危険物貯蔵装置 ・火を使用する設備 ・避難経路上に設置する機器 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (3) 重量1kN以上の軽量な機器の耐震支持については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）に準拠あるいは同等な設計用地震力に耐える方法で設計・施工すること。</p>	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6
機器	1.0	0.6	0.6	0.4														
1階及び地下階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6													
	水槽類（※）	1.5	1.0	1.0	0.6													
○ 保温	<p>・共同溝内保温は、標準仕様書第2編の施工箇所（ ）を適用する。 ・多湿箇所（天井内共）は下記の場所とする。 ・浴室（ユニットは除く）・脱衣室・厨房（天井内は除く）・シャワー室</p>																	
○ 塗装	<p>下記の配管、ダクトは塗装を行う。 ・屋外露出（ ） ・屋内露出（ ）</p>																	
○ 電線類	<p>電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.1.1による。</p>																	
○ 天井仕上区分	<p>（ ）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。</p>																	
● 施工調査	<p>事前調査 ○本工事 ・別途調査項目 ・調査範囲 ・図示 ○施工範囲 ・調査方法 ・図示 ○既存図面調査及び目視調査 はつり作業及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。</p>																	
● 電気工作物の種類	<p>○事業用電気工作物 ・一般電気工作物</p>																	
● 電気保安技術者	<p>工事現場における電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。</p> <p>・要 ○不要</p>																	
● 電気工事事	<p>契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p>																	
● 絶縁抵抗測定	<p>取外し再使用機器及び改修に関わる回路は、性能確認のため絶縁抵抗測定を行う。</p>																	
○ 特定建設資材等の処理	<p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律104号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。 ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 (1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び住所 (3) 再資源化等に要した費用</p>																	
分別解体の方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・建設設備・内装材等</td> <td>建設設備・内装材の取り外し</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（・有 ・無）</td> <td>・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>・その他（ ）</td> <td>その他の取り壊し</td> <td>・手作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（・有 ・無）</td> <td>・手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>	工程	作業内容	分別解体の方法	・建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取り外し	・手作業		（・有 ・無）	・手作業・機械作業の併用	・その他（ ）	その他の取り壊し	・手作業		（・有 ・無）	・手作業・機械作業の併用		
工程	作業内容	分別解体の方法																
・建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取り外し	・手作業																
	（・有 ・無）	・手作業・機械作業の併用																
・その他（ ）	その他の取り壊し	・手作業																
	（・有 ・無）	・手作業・機械作業の併用																
特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等を要する施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再資源化等を要する施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等を要する施設の名称	所在地	・コンクリート			・コンクリート及び鉄から成る建設資材			・木材			・アスファルト・コンクリート				
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等を要する施設の名称	所在地																
・コンクリート																		
・コンクリート及び鉄から成る建設資材																		
・木材																		
・アスファルト・コンクリート																		
再資源利用計画及び実施書は、建設副産物情報交換システム（コプリス）にて作成し提出すること。																		

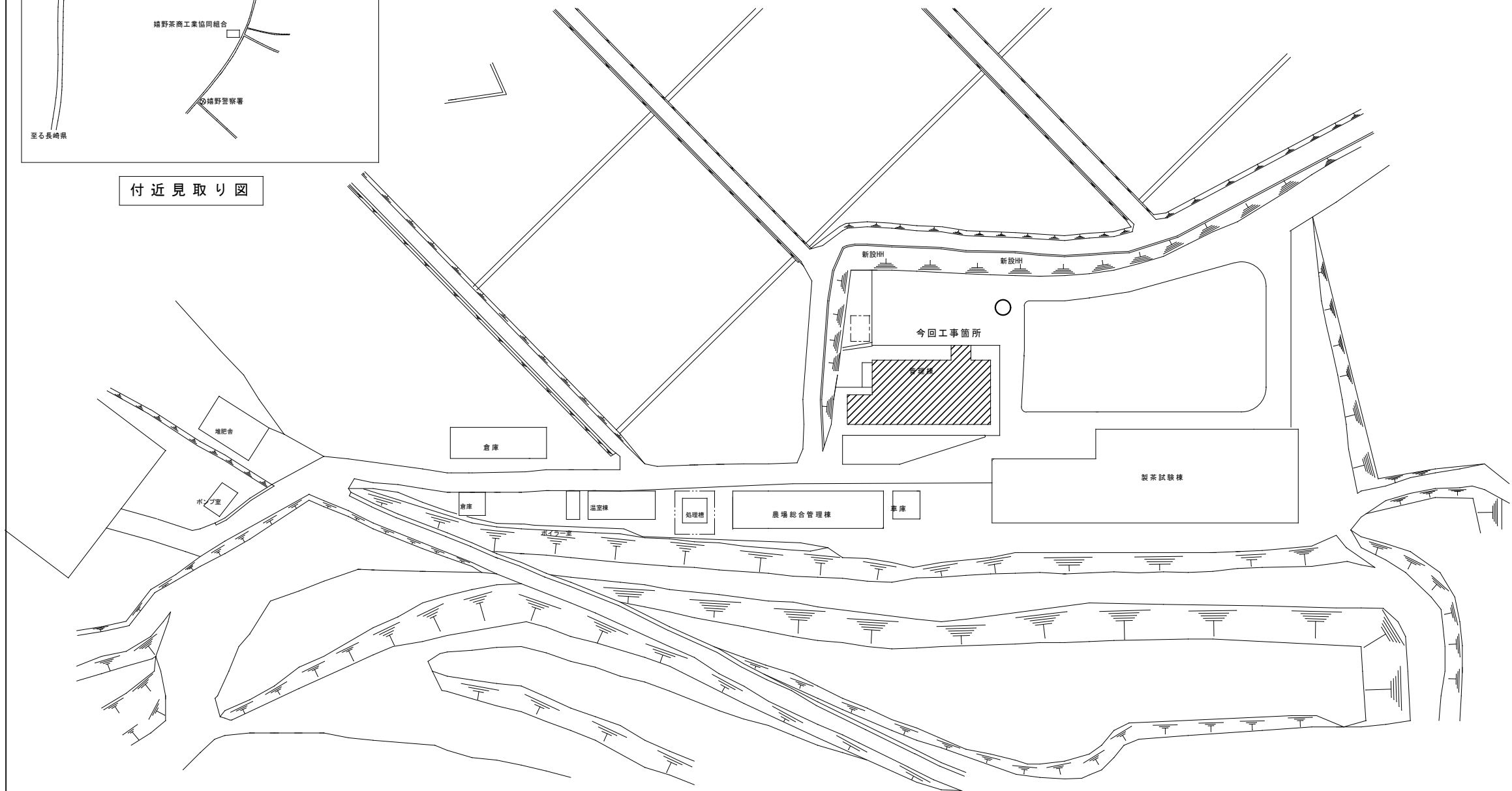
● 空気調和設備	<p>● 設計温湿度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>一般系統 温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏期</td> <td>36.0℃</td> <td>51.7%</td> <td>26.0℃</td> <td>50%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>冬期</td> <td>0.0℃</td> <td>74.7%</td> <td>22.0℃</td> <td>40%</td> <td>℃</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 鋼板製煙道 ○ ダクト ○ スパイラルダクト ○ 風量測定口 ○ チャンパー</p> <p>(1) はいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。 (2) 鋼板厚（・3.2mm ・4.5mm） ・低圧ダクト（ ・コーナールート工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。 ・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 図面に特記なき場合は低圧とする。 取り付け箇所は図示による。 (1) 内張りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内張りしたチャンパーには、点検口を設ける。なお、大きさは図示による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 (1) 防煙ダンパー 復帰方式（・遠隔 ・）定格入力はDC24V以下とする。 (2) ビストンダンパー 復帰方式（・遠隔 ・） (1) 冷温水管 ・凡例による (2) 冷却水管 ・凡例による (3) 油管 ・凡例による (4) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ・凡例による (5) 空調用排水管 ・凡例による (6) 冷媒管 ・凡例による ・図示による（図面に特記の無き場合の呼び圧力はJIS又はJV5Kとする。） ・ステンレス配管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 制御盤には、標準仕様書によるほか（・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。 ・通りダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による） ・外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による） ・膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ・冷媒管の外装の種類は次による。 屋内露出箇所 ・凡例による 屋外露出箇所 ・凡例による 複数のエアコンを集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督職員の第2編承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。</p>		外 気		屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統 温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏期	36.0℃	51.7%	26.0℃	50%	℃	9%	冬期	0.0℃	74.7%	22.0℃	40%	℃	9%
	外 気		屋 内																									
	温度 (DB)	湿度 (RH)	一般系統 温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																						
夏期	36.0℃	51.7%	26.0℃	50%	℃	9%																						
冬期	0.0℃	74.7%	22.0℃	40%	℃	9%																						
● 換気設備	<p>○ ダクト ・低圧ダクト（ ・コーナールート工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。 ・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ・厨房系統の排気用ダクトの材質は（ ・垂鉛鉄板 ・ステンレス鋼板）製、板厚はダクトの長辺〔・450以下は0.6mm、・451～1200は0.8mm）以上とし、アングルフランジ工法とする。 図面に特記なき場合は低圧とする。 取り付け箇所は図示による。 ○ ダンパー ○ シールする排気ダクトの系統 ○ チャンパー ○ 保温</p> <p>○ 集中リモコン・配線 ・低圧ダクト（ ・コーナールート工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ・アングルフランジ工法）とする。 ・高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ・厨房系統の排気用ダクトの材質は（ ・垂鉛鉄板 ・ステンレス鋼板）製、板厚はダクトの長辺〔・450以下は0.6mm、・451～1200は0.8mm）以上とし、アングルフランジ工法とする。 図面に特記なき場合は低圧とする。 取り付け箇所は図示による。 空気調和設備の当該項目による。 ・浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統 ・厨房系統</p> <p>空気調和設備の当該項目による。 ・全熱交換ユニット用の外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ25mm、範囲は図示による） ・多湿箇所（保温の厚さは50mm、範囲は図示による）（ ・厨房 ・湯沸室 ）用の隠ぺい箇所の排気用ダクトの仕様は、h・(4) ・区とし、範囲は図示による。 複数の全熱交換器等を集中管理するためのリモコン、配線及びその方式は、監督職員の承諾を受けたうえで製造業者の標準仕様にて施工する。</p>																											
○ 排煙設備	<p>○ ダクト ○ 排煙口の形式 ○ 排煙口開放及び復帰方式 ○ 排煙風量測定</p> <p>・垂鉛鉄板 ・鋼板（厚1.6mm） ・図示による。 ・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要）</p> <p>建築設備定期検査業基準書2016年版（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。</p>																											
○ 自動制御設備	<p>○ 中央監視制御装置 ○ 中央監視制御装置の構成・機能 ○ 電気計装用配線</p> <p>・有り（ ・新設 ・既設 ） ・無し 図示による。 使用する電線及びケーブルは原則としてEM電線又はEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。</p>																											
● 衛生器具設備	<p>○ 自動洗浄装置及びその組み込み小機器 ○ 自動水栓の電源種別 ○ 衛生器具ユニット</p> <p>・個別感知フラッシュ方式（ ・AC電源 ・自己発電） ・AC電源 ・自己発電 ユニットの配管材料は図示による。</p>																											

共通事項	項目	特記事項	工事名	縮尺	佐賀県農林水産部茶業試験場	図番号
	● 一般共通事項	● 材料・機材の品質等	茶業試験場恒温室等改修工事	—		
	章		図面名	設計	令和 年 月	一級建築士 登録 第 号
						M-01

給水設備	●配管材料 ○量水器 ○量水器樹 ●弁類  ○管の地中埋設深さ  ○建物導入部配管  ○引込納付金等 ○水質検査	(1) 量水器までの給水引き込み管（直結部分）水道事業者の指定（・凡例による・）による。 (2) 地中埋設配管・凡例による・ (3) 一般配管○凡例による・ ・親メーター（・貸与品・） ・子メーター（・買い取り・） ・水道事業者指定品（・貸与品・ 買い取り） ・標準図MC形 ○図示による。（図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV5Kとする。） ・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ・水道直結部分の呼び圧力は、JIS又はJV10Kとする。 埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、車両通行部（・600mm・）その他の部分は、（・300mm・）以上とする。 標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）による。 ・（a） ・（b） ・（c） ・別途工事 ・本工事 ・残留塩素 ・項目（ ）	●内装改修工事  ●改修範囲  ●既存床の撤去及び地下補修  ●施工一般  ●ビニル床シート [6]  ●ビニル幅木	[6.1.3] 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う・図示  ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） ・地下もれとも（・図示・除去範囲すべて）  [6.5.2] 材料の総量 ※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(f)(b)  [6.8.2~3] 種類記号 色柄 厚さmm 備考 ※F（複層ビニル床シート） ○無地 ・マフ柄 ・柄物 ※2.0 備考 改修標準仕様書6.8.3(1)(f)~(g)以外の下地の工法・  目地処理する場合の工法 ※熱溶接工法・  材質の種類 ○軟質 ・硬質 高さ(mm) ※60 ○75 ・100 厚さ(mm) ※1.5以上・		
	●排水設備  ●台所流し等の排水管  ○満水試験継手 ○放流納付金等	(1) 屋内 汚水管・凡例による・ 雑排水管 ○凡例による・ 通気管・凡例による・ ポンプアップ管・凡例による・ (2) 屋外 第一樹まで・凡例による・ 樹間・凡例による・ 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。 取付位置は図示による。 ・別途工事 ・本工事				
給湯設備	●配管材料 ●弁類	(1) 給湯管 ○凡例による・ (2) 膨張管・凡例による・ ○図示による。（図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS又はJV5Kとする。） ・ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。				
消火設備	○配管材料 ○保温 ○建物導入部配管	(1) 屋内消火栓 一般・凡例による 地中・凡例による (2) 連絡送水管 一般・凡例による 地中・凡例による 屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5のe2・(f)・VIIによる。 標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）による。 ・（a） ・（b） ・（c）				
厨房設備	○機器の性能等	図示による。				
ガス設備	●配管材料 ○メーター ○充てん容器 ○集合装置 ○転倒防止  ○電気防食 ○引込負担金等	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス (1)一般 SGP白 (2)地中 ・親メーター（・貸与品・） ・子メーター（・買い取り・） 別途（・50kg・ kg・ kg）× 本 標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による 本組 標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）による。 ・（a） ・（b） ・要 ・不要 ・要（・別途工事 ・本工事） ・不要				
浄化槽設備	○型式 ○仕様等	・ユニット型 ・現場施工型 図示による。				
撤去工事	○保温材 ●支持金物等 ●発生材の処理  ●冷媒（フロン類）の回収	保温材は、配管・ダクトより分離する。 ダクト・配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。 ○金属類（○機器類 ・ダクト ○配管 ○その他金属）の処理は（・管理者に引き渡し ○構外搬出適切処理）とする。 ・特別産業廃棄物（・）の処理は（・別途 ・構外適切処理）とする。 ○石綿含有産業廃棄物（・配管用成形保温材 ○巾木）の処理は（・別途 ○構外適切処理）とする。 ○上記以外のもの（木材、床材、ガラス類、塵ブラ、コンクリートガラ）の処理は（・別途 ○構外適切処理）とする。 ○本工事 ・別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2.4.3により、次の書類を監督員に提出する。 ○フロン回収行程管理表の写し ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し  				
共通事項			工事名 茶業試験場恒温室等改修工事  図面名 特記仕様書 その2	縮尺 -  設計 令和 年 月	佐賀県農林水産部茶業試験場  一級建築士 登録 第 号	図番号 M-02

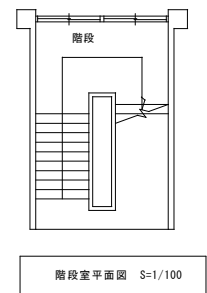
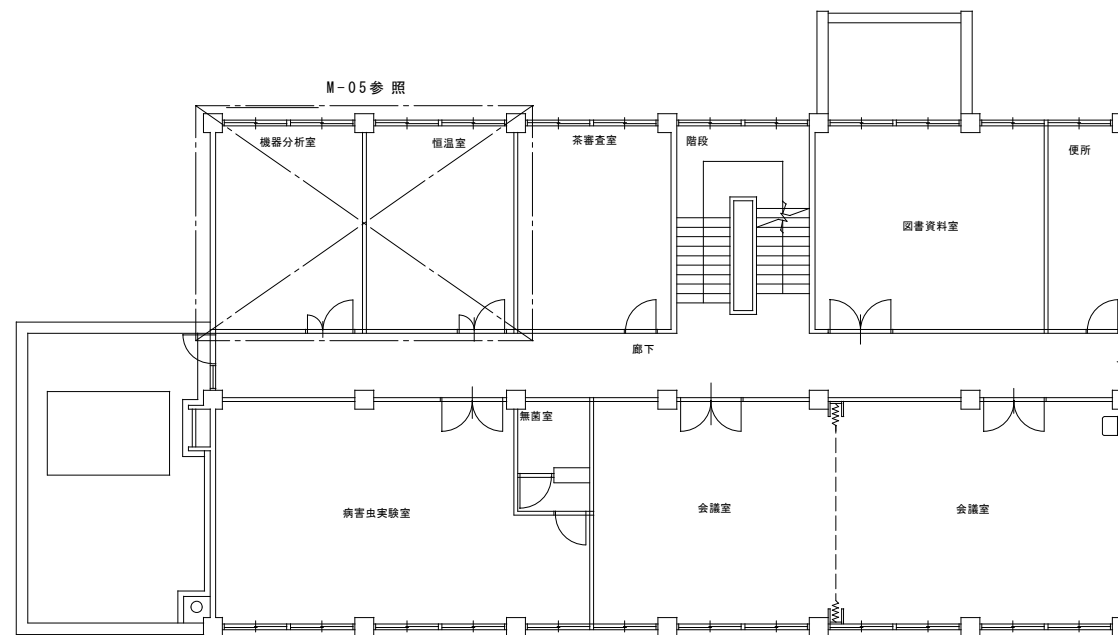
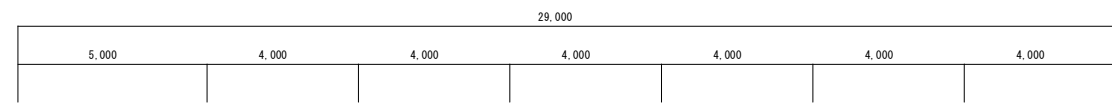


付近見取り図

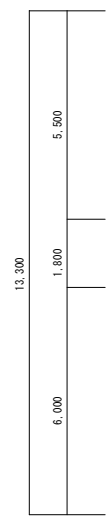


配置図 S=1/500

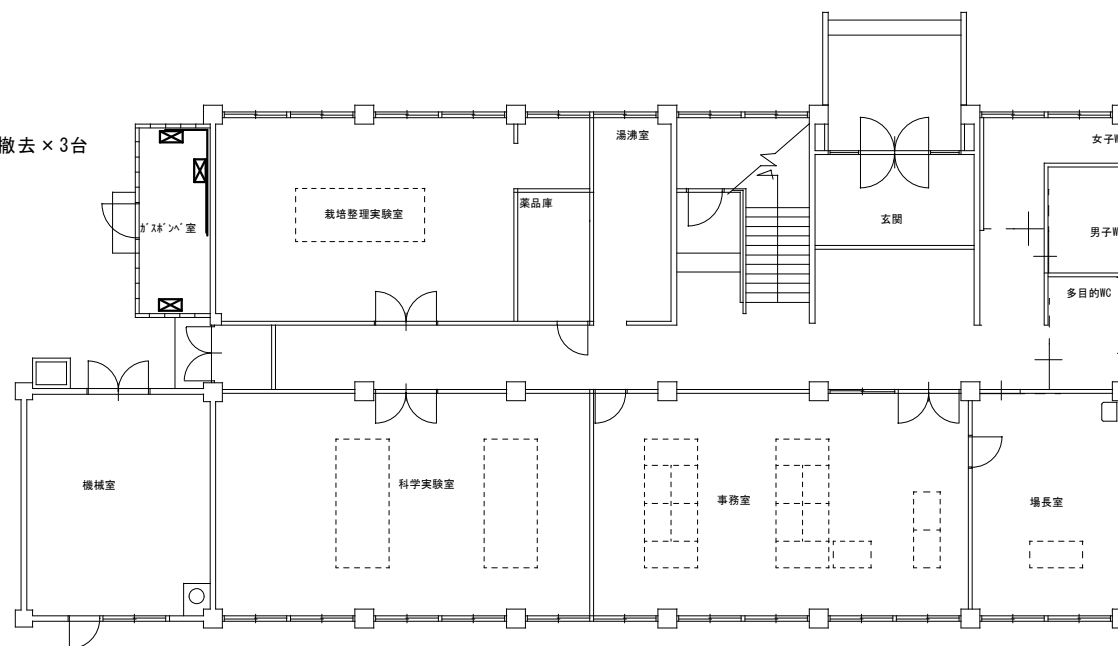
		設計変更年月日		工事名 茶業試験場恒温室等改修工事	縮尺 A1:1/500 A3:1/1000	佐賀県農林水産部茶業試験場	図番 1級建築士登録 第 号	図名 全体配置図・付近見取り図	図番 M 03
		1回 年 月 日							
		2回 年 月 日							
		3回 年 月 日							



2階平面図 S=1/100



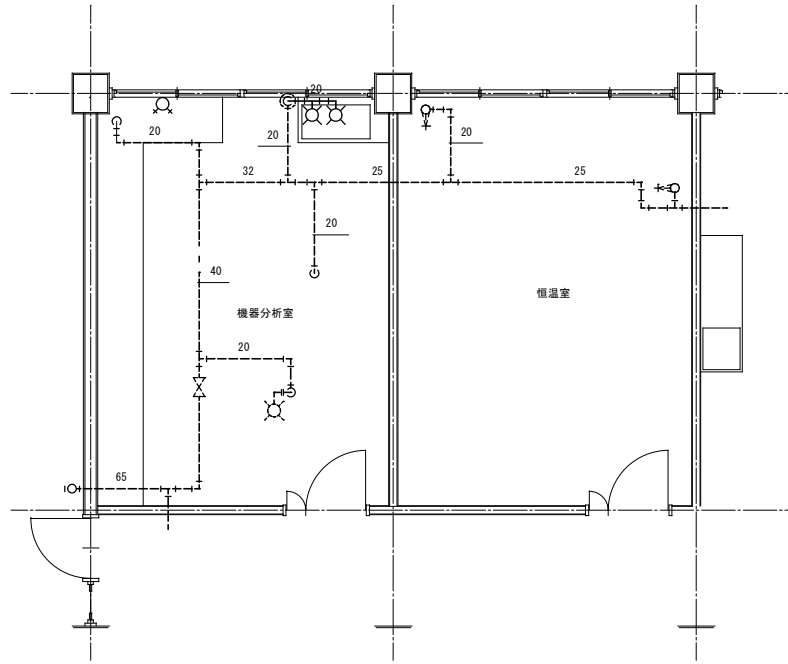
ガス集合装置撤去×3台  
配管撤去



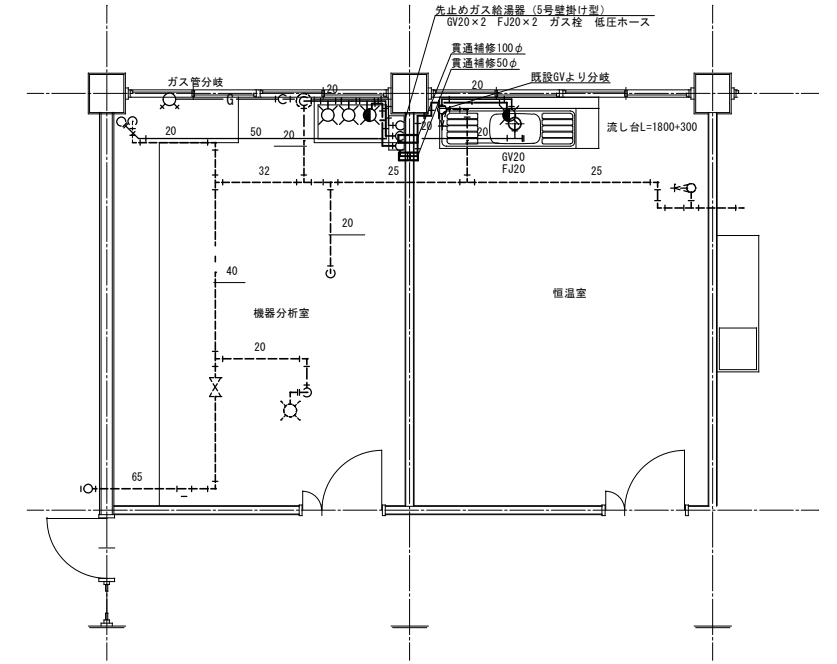
1階平面図 S=1/100

	設計変更年月日	工事名 茶業試験場恒温室等改修工事	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	佐賀県農林水産部茶業試験場	図番号 M 04
	1回 年 月 日				
	2回 年 月 日				
	3回 年 月 日	図面名 機械 1・2階 平面図		1級建築士登録 第 号	

記号	名称	施工区分	規格 (名称・番号)	備考
G	ガス管	屋内一般	配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452)	
---	給水管	屋内一般	一般配管用ステンレス鋼管	保温: PF+合成樹脂カバー
---	給湯管	屋内一般	一般配管用ステンレス鋼管	保温: PF+合成樹脂カバー
---	排水管	屋内一般	硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741 VP)	
⊗	シングルレバー混合水栓		キッチンシャワー付 壁付	参考: SF-WM432SY



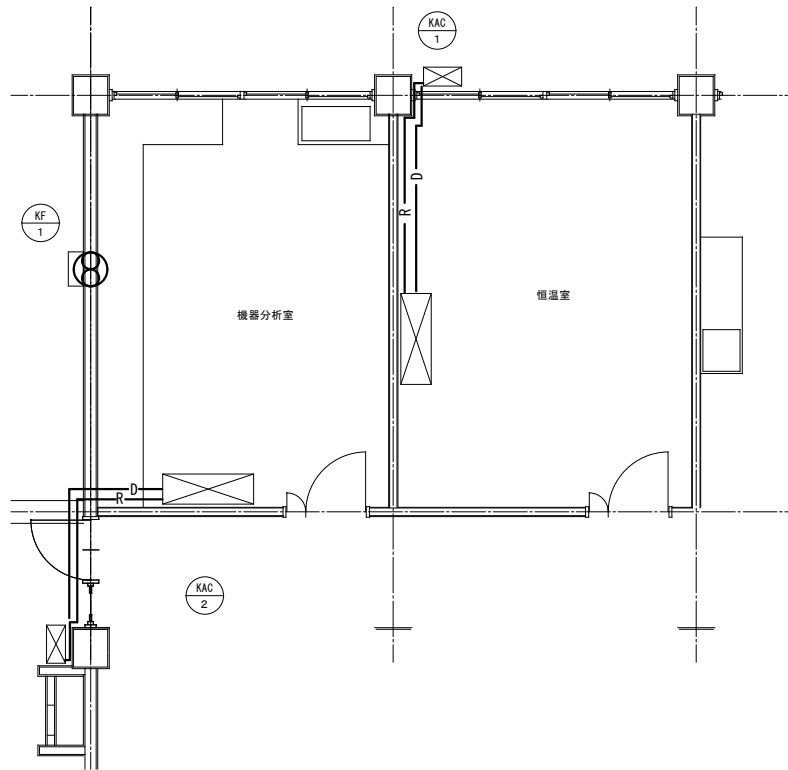
改修前 2階平面図 (衛生設備)



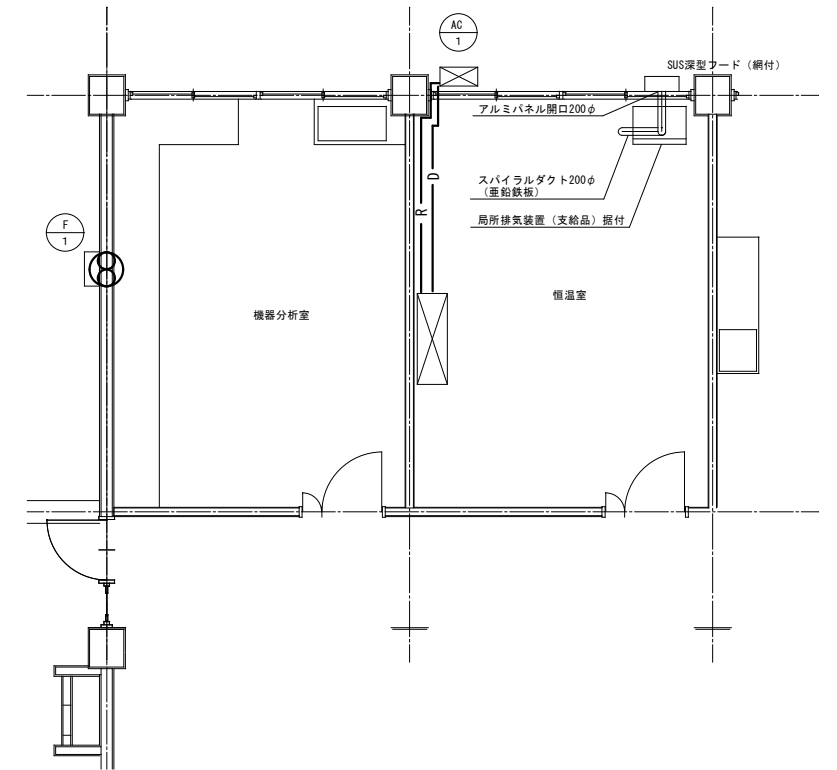
改修後 2階平面図 (衛生設備)

機器表

記号	名称	種別	冷房能力 [kW]	暖房能力 [kW]	圧縮機 [kW]	電源 [φ・V]	数量	設置場所	備考
撤去機器一覧									
KAC-1	ルームエアコン	壁掛け型	2.2	2.8	1.1	1・100	1	恒温室	RAS-225
KAC-2	ルームエアコン	壁掛け型	2.2	2.8	1.1	1・100	1	機器分析室	RAS-225
KF-1	換気扇	排気専用				1・100	1	機器分析室	羽径350 風量2400m <sup>3</sup> /h
設置機器一覧									
AC-1	ルームエアコン	壁掛け型	5.6	6.7	1.5	1・200	1	恒温室	
F-1	換気扇	排気専用			0.11	1・100	1	機器分析室	羽径350 風量2400m <sup>3</sup> /h 深型フード コントロ-スイッチ



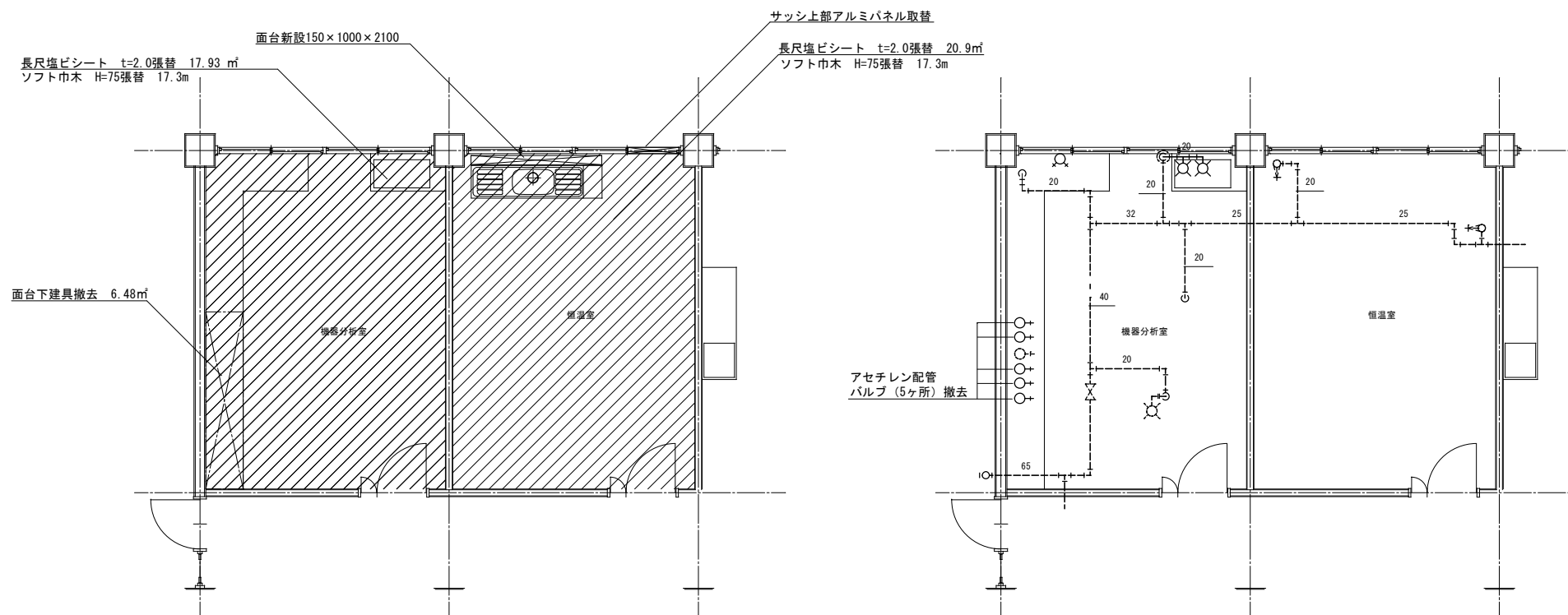
改修前 2階平面図 (空調設備)



改修後 2階平面図 (空調設備)

記号	名称	施工区分	規格 (名称・番号)	備考
R	冷媒管	屋内一般	冷媒用被覆銅管 (断熱材厚: ガス管20T, 液管10T)	9.52+6.35
D	空調ドレン管	屋内一般	ドレン用結露防止層付	20A

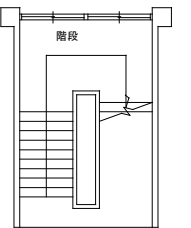
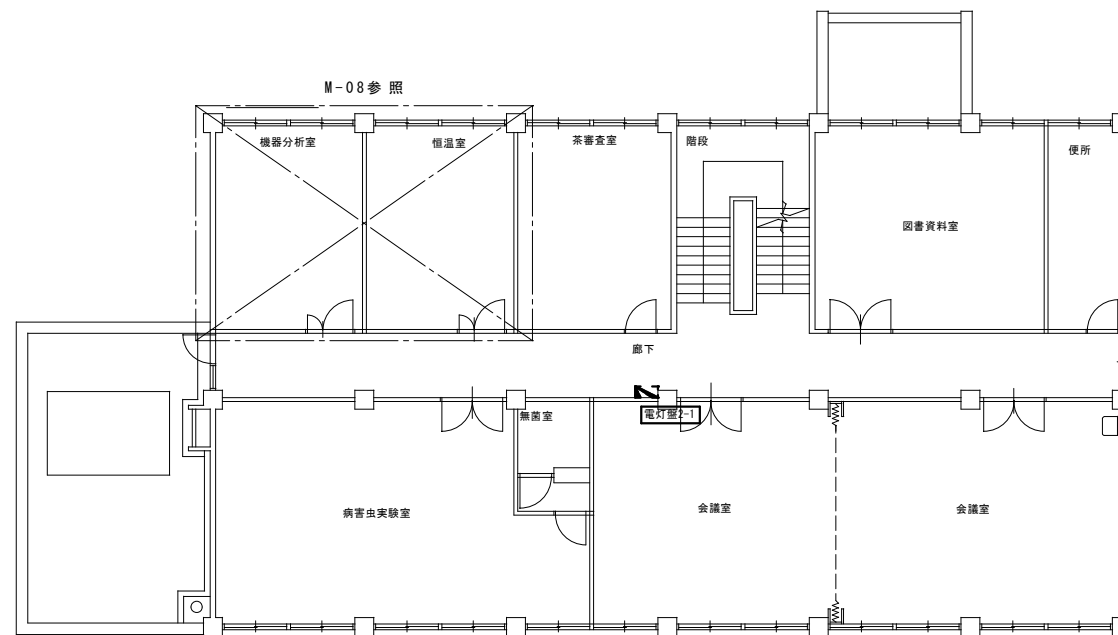
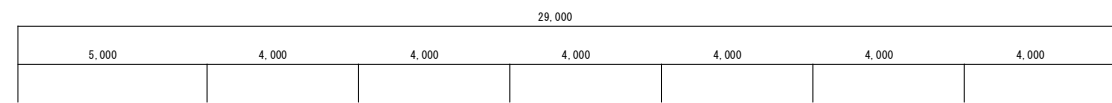
冷媒管及び空調ドレン管は化粧カバー (SD-66) 内に収める



床改修2階平面図(機器分析室 恒温室)

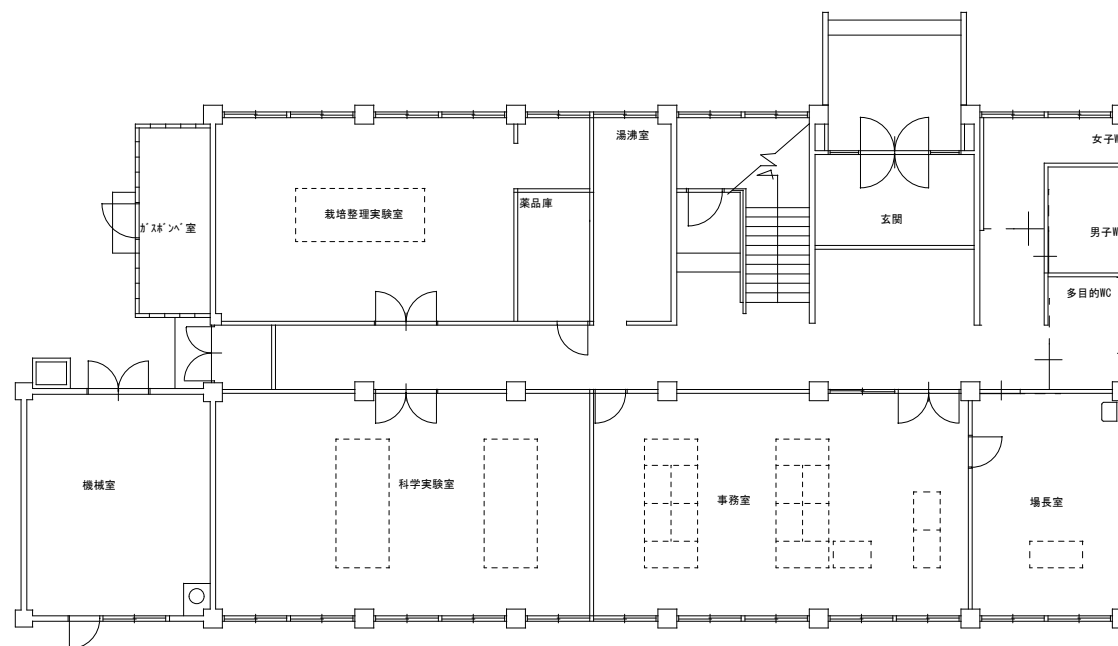
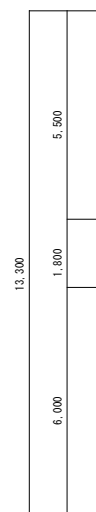
- ・既存床シート撤去
- ・既存巾木(アスベスト含有)撤去

共通事項		工事名	茶業試験場恒温室等改修工事	縮 A1: S=1/50 尺 A3: S=1/100	佐賀県農林水産部茶業試験場	図番 M
		図面名	(撤去・改修) 機械・建築 2階 平面詳細図	設計 年月日		



階段平面図 S=1/100

2階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100

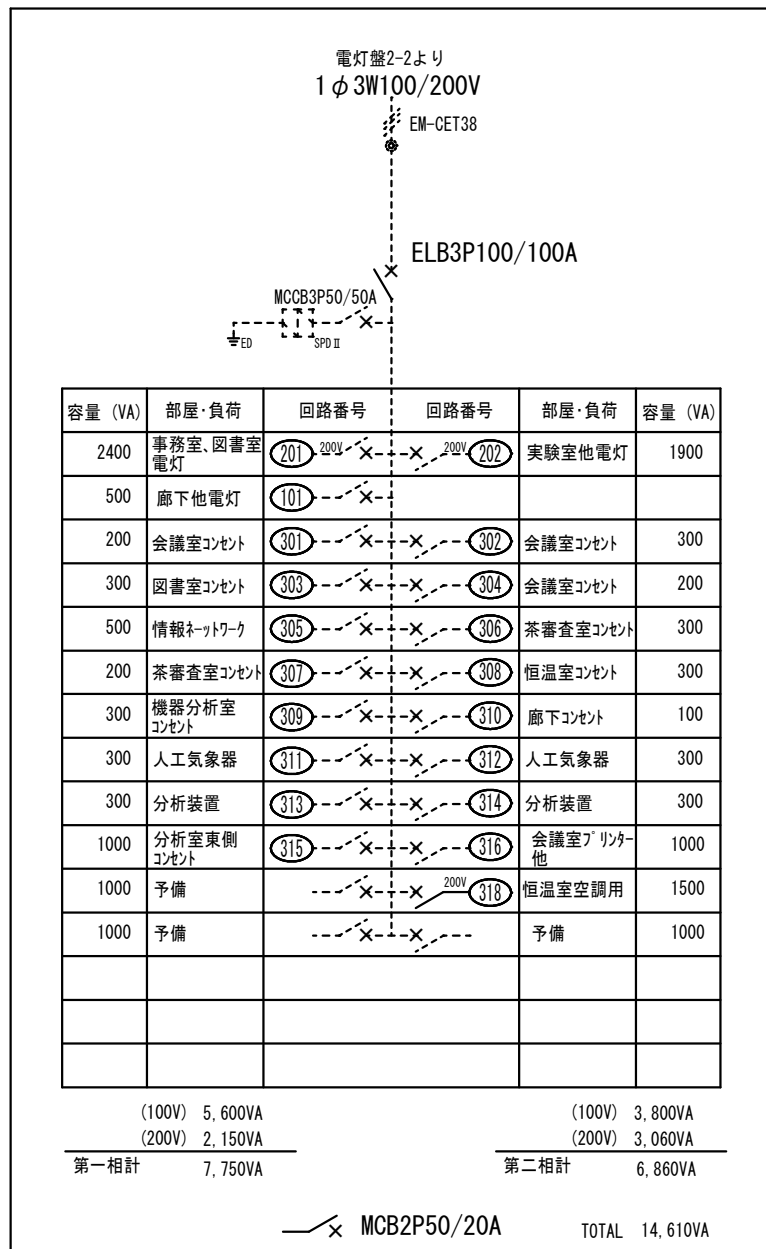
設計変更年月日	
1回	年 月 日
2回	年 月 日
3回	年 月 日

工事名	茶業試験場恒温室等改修工事
図面名	電気 1・2階 平面図

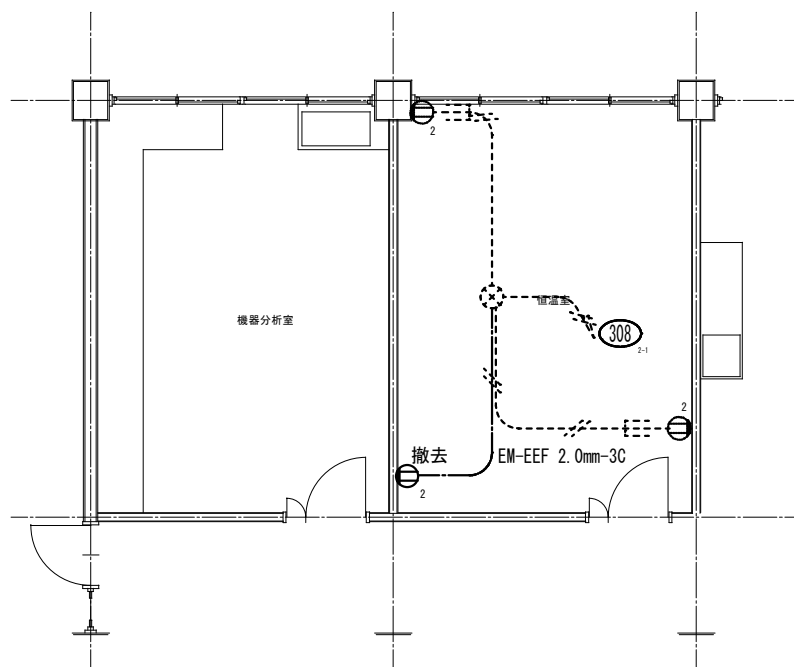
縮尺	A1 : 1/100 A3 : 1/200
----	--------------------------

図番	M
図番	07
1級建築士登録 第 号	
佐賀県農林水産部茶業試験場	

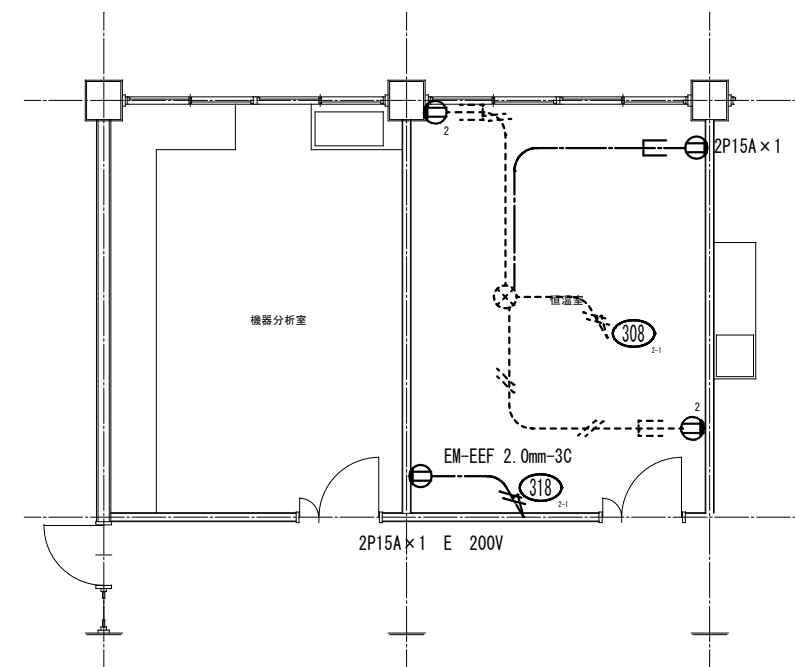




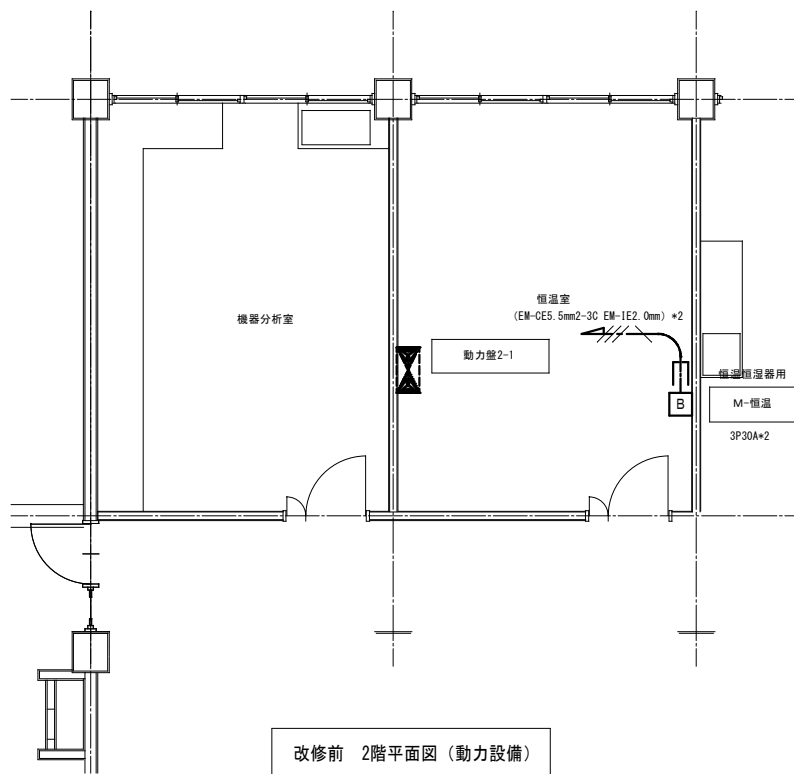
電灯盤 2-1 鋼板製屋内壁掛型



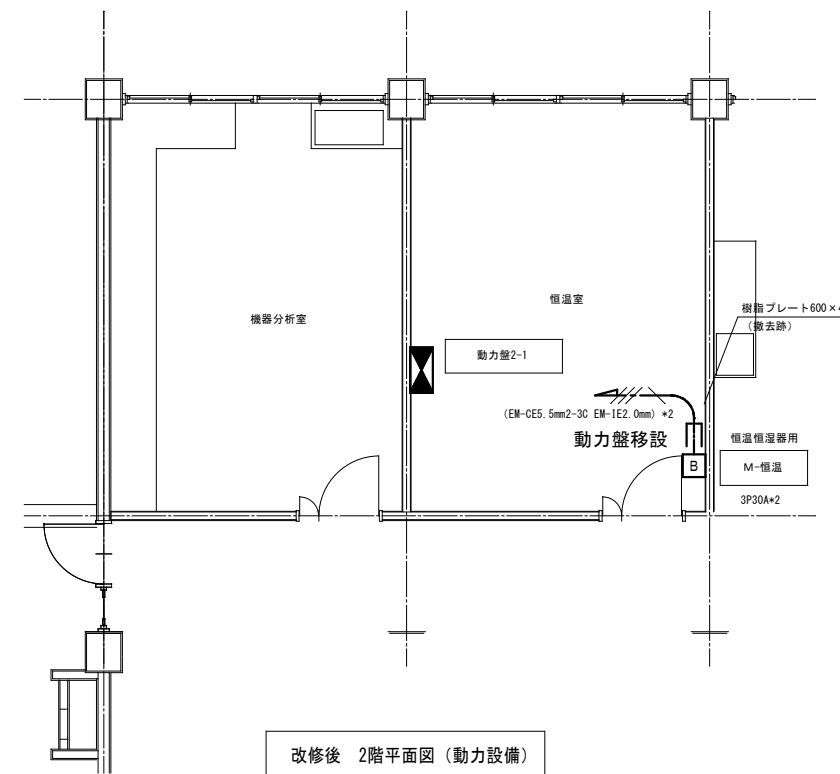
改修前 2階平面図 (コンセント設備)



改修後 2階平面図 (コンセント設備)



改修前 2階平面図 (動力設備)



改修後 2階平面図 (動力設備)